

相 談 事 例

ID：08-01-003

相談タイトル

マンションにおける修繕積立金の適正額

Q：ご相談内容

毎月管理費とともに修繕積立金を支払っているのですが、適正な額というのがあるのでしょうか。

A：回答

管理費及び修繕積立金は通常共用部分の持分に依りて設定され、特に修繕積立金は将来の建物修繕のため用意されるべき費用です。各々一律な適正額というものはありませんが、マンションの管理実態に合わせた金額が設定されます。特に修繕積立金は、将来に渡っての計画的な修繕計画である長期修繕計画に基づき設定されるのが基本です。